



形広連選告示第3号

山形県後期高齢者医療広域連合規約第12条第2項の規定により、山形県後期高齢者医療広域連合長の選挙の場所について、次のとおり決定する。

令和5年8月3日

山形県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員長 伊藤陽介



選挙の場所 寒河江市大字寒河江字久保6番地
山形県国保会館内 山形県後期高齢者医療広域連合事務局